

「高圧・特別高圧電気取扱特別教育テキスト（第5版）」ご購入の方へのお知らせ

現在販売している本書において、誤記がございましたのでお詫びし、訂正させていただきます。

○本書の一部を以下のとおり、訂正をお願いいたします。

(※項目欄の赤字が今回の修正欄)

| 頁 | 項目 | 正 | 誤 |
|-----|---|--|----------------|
| iii | まえがき 上から4行目 | ～小規模発電設備～ | ～小出力発電設備～ |
| 151 | 1 離隔距離の確保 (1) 電路の電圧による離隔距離 上から5～6行目 | ～、活線作業用器具、～ | ～、活線作業用具、～ |
| 155 | 1 離隔距離の確保 (2) 安全な距離の確保 下から2行目 | ～保護具を着用し～ | ～保護具を装着し～ |
| 289 | 第42条 | (文末に追記) 安衛令第13条第3項（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等） 1. ～4. 略 5. 活線作業用装置（その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては600Vを超える充電電路について用いられるものに限る。） 6. 活線作業用器具（その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては300Vを超える充電電路について用いられるものに限る。） 7. 絶縁用防護具（対地電圧が50Vを超える充電電路に用いられるものに限る。） 8. ～27. 略 28. 墜落制止用器具 29. ～33. 略 34. 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車 | |
| 301 | 第14条の2 解説枠内 左側 ※3 下から5行目 | ～7,000V以下の充電電路に～ | ～7,000Vの充電電路に～ |

| 頁 | 項目 | 正 | 誤 |
|-----|-----------|------|---|
| 291 | 第 44 条の 2 | (削除) | <p>安衛令第 13 条第 3 項（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）</p> <p>1. ～ 4. 略</p> <p>5. 活線作業用装置（その電圧が、直流にあつては 750V を、交流にあつては 600V を超える充電電路について用いられるものに限る。）</p> <p>6. 活線作業用器具（その電圧が、直流にあつては 750V を、交流にあつては 300V を超える充電電路について用いられるものに限る。）</p> <p>7. 絶縁用防護具（対地電圧が 50V を超える充電電路に用いられるものに限る。）</p> <p>8. ～ 27. 略</p> <p>28. 墜落制止用器具</p> <p>29. ～ 33. 略</p> <p>34. 作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車</p> |